



山口市

報 道 資 料

令和2年3月5日

1 件名	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「山口市制度融資」の拡充による 中小企業支援について
2 日時	
3 場所	
4 内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内中小企業の経営の維持・安定化に対する緊急的な支援措置として、市制度融資において、下記の支援を実施し、市内中小企業の様々な資金需要に対応した迅速な融資を行います。</p> <p>① 「中小企業経営環境改善対策資金」の適用</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した中小企業に対し、3月2日付けで災害等の突発的な事由を目的とするセーフティネット4号が認定されたこと、また、3月6日付けで、業況が悪化している業種を指定する5号の要件に旅館や飲食業などの40業種が追加されたことを受け、金利1.3%で保証料を全額補助する、「中小企業経営環境改善対策資金」を適用します。3月6日から申込を開始し、市内企業の資金面での支援を積極的に実施します。</p> <p>② 「山口市中小企業季節資金」の適用期間を拡大</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上減少やセーフティネットに該当しないケース等に対して、6カ月未満の短期資金の借り入れを支援するための「山口市中小企業季節資金」を適用し、3月5日から申込を開始します。</p> <p>(制度内容については、別紙のとおり)</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援措置として、上記制度の拡充に伴う保証料補助に係る追加経費については、令和元年予算により対応します。</p>
5 実施主体	山口市
6 問い合わせ	山口市経済産業部ふるさと産業振興課 商工労政担当 金子・弘中 TEL 直通：(083)934-2719

新型コロナウイルス感染症に伴う 山口市制度融資のご案内

山口市では、新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けた中小企業等が経営の安定のために必要な資金を円滑に調達できるよう、通常時に比べて低金利かつ保証料全額補助の「中小企業経営環境改善対策資金」がご利用いただけます。あわせて、短期資金の「中小企業季節資金」を適用し、多様な資金需要に対応します。

◆融資制度の概要

経営環境改善対策資金（長期資金）

融資の内容	災害等の突発的な事由や、業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業に対して、経営の安定に必要な資金を融資
対象となる中小企業	①市内に主たる事業所を有し、かつ引き続き同一事業を1年以上営んでいる ②経営改善計画が適正であり、概ね3年以内に業績の回復が見込まれ、貸付金の返済能力が認められるもの ③市税等の滞納がないもの ④中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けたもの
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	運転資金：1,000万円 設備資金：1,000万円 運転資金と設備資金を重複融資する場合は1,500万円
融資利率	1.3%（固定）
保証料率	山口市が全額補助します
融資期間	運転資金：5年 設備資金：7年 据置期間は運転資金・設備資金いずれも12ヶ月以内
保証人	法人代表者以外は不要
担保	原則不要
問合せ・申込み先	市内の金融機関の本店及び支店 （山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫、西中国信用金庫）

山口市中小企業季節資金（短期資金）

融資の内容	中小企業者等の資金需要が高まる時期に円滑な融資により企業経営の安定を図るための短期融資
対象となる中小企業	①市内に主たる事業所を有し、かつ引き続き同一事業を1年以上営んでいる ②市税等の滞納がないもの
資金使途	運転資金
融資限度額	運転資金：500万円
融資利率	1.8%
融資期間	6ヶ月
保証人	取扱金融機関所定の方法
担保	
問合せ・申込み先	市内の金融機関の本店及び支店 (山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫、西中国信用金庫)

セーフティネット保証について（中小企業信用保険法第2条第5項）

セーフティネット保証4号	
新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業への資金繰り支援措置として、山口県全域が「セーフティネット保証4号」の指定地域となりました。	
【対象中小企業】	
①指定地域内において1年間以上継続して事業を行っていること。	
②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	
セーフティネット保証5号	
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、中小企業者の資金繰り支援措置として、重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種を緊急的に追加指定されました。	
【対象中小企業】	
①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。	
②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。	
問合せ先	山口市経済産業部ふるさと産業振興課 商工労政担当 TEL 083-934-2719